政　令

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十八号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

法務大臣　小川　敏夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第十九号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の一の項、同法別表第二の一の項及び同法別表第四の一の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

第一条第一項を削り、同条第二項中「法」を「住民基本台帳法（以下「法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項から第百三十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第二条中第十二項を第十三項とし、第二項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「一の項」を「一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

一　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　特定非営利活動促進法第二十三条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　特定非営利活動促進法第三十四条第三項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第四条中第十一項を第十二項とし、第二項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「一の項」を「一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定非営利活動促進法第二十三条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二　特定非営利活動促進法第三十四条第三項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　特定非営利活動促進法第二十三条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附　則

この省令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○法務省令第十号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）及び同法第五条の規定により読み替えて適用する総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

法務大臣　小川　敏夫

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条　東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する法務省令で定める事項は、同条第一項に規定する業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）に関する次に掲げる事項とする。

一　同条第一項第一号に規定する援助の要件に関する事項

二　同号イ及びハに規定する報酬及び実費（以下「報酬等」という。）の立替えに係る契約の締結に関する事項

三　報酬等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

四　報酬等に相当する額の支払に係る契約の締結に関する事項

五　同号ホに規定する法律相談の実施に関する事項

六　その他東日本大震災法律援助事業の実施に関し必要な事項

（法律事務取扱規程に記載すべき事項）

第二条　法第五条により読み替えて適用する総合法律支援法（以下「支援法」という。）第三十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　支援法第二十九条第一項に規定する審査委員会による調査に関する事項及び審議の手続に関する事項

二　その他東日本大震災法律援助契約弁護士等（法第三条第一号ロに規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。）に取り扱わせる法律事務の処理に関し必要な事項

（東日本大震災法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例）

第三条　日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、法第三条第一項第一号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。

（長期借入金の認可の申請）

第四条　支援センターは、法第四条第一項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項